

事業主のみなさまへ(大阪市からのお知らせ)

① 個人住民税の特別徴収の実施を徹底しています。

大阪市を含む近畿2府4県の全市町村で、原則としてすべての事業主の方を特別徴収義務者として指定し個人住民税の特別徴収の実施を徹底しています。

[\(詳しくは大阪市 HP をご覧ください。\)](#)

② 給与支払報告書の提出には eLTAX（エルタックス）が便利です。

税務署への源泉徴収票の提出及び複数の市町村への給与支払報告書等の提出を一回の操作で行えることや市販の税務・会計ソフトで作成した申告データも使用できますので、エルタックスを是非ご利用ください。

③ 所得税確定申告書「住民税に関する事項」欄への確実な記載のお願い

令和元年度（平成 31 年度）税制改正により、所得税確定申告書への各種書類の添付省略が実施されたことに伴い、個人住民税の賦課決定に必要な事項について十分な確認ができず、賦課決定に影響を及ぼすことが懸念されますので、所得税確定申告書を提出される際は、2表の「住民税に関する事項」欄を確実に記載いただきますようお願いいたします。